

公益社団法人 日本視能訓練士協会
監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本視能訓練士協会(以下「本協会」という。)定款第27条第2項の規定に基づき、本協会の監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第27条に規定するとおり、報酬等は監事のみを支給することとし、理事に対しては支給しない。

2. 本協会監事は非常勤のため、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は毎年6月に支給する。

2. 報酬は、本人(死亡により退任した者にあつてはその遺族。以下同じ。)の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。ただし、本人から申し出があつたときは、通貨をもって支払うことができる。

3. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の月割計算)

第5条 新たに監事に就任した者には、その日から月割りにより報酬を支給する。

2. 監事が辞任し、又は解任、死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3. 月の途中において退任、又は解任、死亡により退任した場合における報酬の額については、その月割によって計算する。1月に満たない場合は、1月とする。

(端数の処理)

第5条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、監事の了承を得て会長が別に定め、理事会で報告する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表(第3条関係)

報酬年額

役 職 名	報酬総額
監 事 (非常勤) 3人以内	年額 600,000円

附則

1. この規程は、2013年6月2日から施行する。